

令和6年度事業実施計画

北海道アザラシ管理計画（第3期）10. 2に基づき、令和5年度北海道アザラシ管理検討会での検討結果を踏まえ、令和6年度の事業実施計画を次のとおり定める。

1 周年定着個体の管理について

周年定着個体については、平成27年（2015年）の確認個体数（1,413頭）の概ね2分の1に削減することを目標としてきたが、令和2年（2020年）以降、確認個体数とその目標とする数を下回る状況が続いている。また、冬期確認個体数でも減少傾向がみられ、令和3年度（2021年度）以降は、2年連続で1,000頭を下回った。

一方、近年、海獣類全般の来遊経路が変化しているとの指摘や、モニタリング対象としている上陸場以外での周年定着個体の上陸数が増えている可能性があるとの指摘があり、上記の確認個体数が北海道における現在の生息実態を適切に反映していない可能性もある。

このことから、令和6年度（2024年度）の周年定着個体の削減目標については、従来水準を維持しつつ、道内での生息実態をより正確に把握するため、令和5年度開始の新たな上陸場の確認調査を引き続き実施する。

（表1）夏期（8～10月）確認個体数（周年定着個体数）

調査年	礼文島	声問 宗谷	抜海	天売島	焼尻島	合計	備考
平成25年(2013年)	605	224	8	5	8	850	参考値
平成27年(2015年)	1,017	161	85	121	29	1,413	基準
平成28年(2016年)	659	219	23	67	47	1,015	
平成29年(2017年)	767	73	145	2	20	1,007	
平成30年(2018年)	661	52	102	28	29	872	
令和元年(2019年)	613	186	116	69	26	1,010	
令和2年(2020年)	398	65	49	52	45	609	
令和3年(2021年)	384	213	30	50	43	720	
令和4年(2022年)	232	154	34	10	42	599	
令和5年(2023年)	194	75	146	1	0	416	

※令和4年の声問・宗谷は夏期に調査未実施のため6月のデータを用いた。

※令和5年の礼文島と焼尻島は7月の個体数を用いた

（表2）冬期（11～2月）確認個体数

調査年	礼文島	声問 宗谷	抜海	天売島	焼尻島	留萌 管内	合計
平成25～26年(2013～2014年)	1,080	193	908	349	381		2,911
平成26～27年(2014～2015年)	594	—	741	178	502		2,015
平成27～28年(2015～2016年)	404	161	601	223	503		1,892
平成28～29年(2016～2017年)	706	219	426	170	426		1,947
平成29～30年(2017～2018年)	671	204	481	168	321		1,845
平成30～31年(2018～2019年)	533	237	796	216	208		1,990
令和元～2年(2019～2020年)	397	263	443	183	174		1,460
令和2～3年(2020～2021年)	362	191	501	150	158		1,362
令和3～4年(2021～2022年)	285	223	315	117	18		958
令和4～5年(2022～2023年)	245	12	309	228	115	30	939

※天売島と焼尻島は、11月～2月のデータ欠損のため、3月～5月のデータを用いた。

2 被害防除対策について

(1) 被害防止のための捕獲について

ア 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群

冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群による被害の発生又はそのおそれがある場合は、鳥獣保護管理法に基づく被害防止目的の許可捕獲の対象となることから、市町村等から捕獲許可申請があった場合は、法令等に基づき適切に審査し、必要が認められる場合は許可するものとする。

また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害防止総合支援事業は海獣被害対策事業も対象としていることから、市町村等に対する情報提供などに努める。

イ 周年定着個体

ゴマフアザラシを対象とする、鳥獣保護管理法に基づく数の調整目的の許可捕獲については、ゴマフアザラシ捕獲等許可取扱方針において、原則、留萌振興局及び宗谷総合振興局管内において許可の対象としていることから、それら管内の市町村等から捕獲許可申請があった場合は、法令等に基づき適切に審査し、必要が認められる場合は許可するものとする。

なお、捕獲実施にあたっては、周年定着個体が南下することがないように、実施市町村等に対し、連携した取組の実施に努めるよう協力を求めるものとする。

(2) 防除手法調査

環境省によるゼニガタアザラシに対する漁網の改良などの被害防除対策など、最新の知見に係る情報収集に努め、関係機関における共有を図ることとする。

3 モニタリングについて

(1) 個体数

周年定着個体の削減の状況や効果、影響を検証するため、次の方法により周年定着個体数、回遊個体数及び捕獲や追い払い実施前後の各上陸地点の個体数変化を分析する。

- ・ 目視によるカウント
- ・ ドローンの映像解析によるカウント
- ・ 定点カメラによる映像解析によるカウント

(2) 捕獲頭数、混獲頭数

道の「鳥獣関係統計」や「海獣類漁業被害実態調査（混獲状況調査、出現状況調査）」から、捕獲頭数、混獲頭数及び目撃頭数に係る情報を収集する。

(3) 漁業被害調査

道の「海獣類漁業被害実態調査（漁業被害状況調査）」により被害額を引き続き把握していくとともに、数値に表れない被害の実態等について、被害が生じている海域及びその周辺の漁業協同組合、漁業者等を対象に聞き取り調査を実施する。

(4) 上陸場調査

現在把握している以外の上陸場の有無や規模などを把握するため、現地調査や聞き取り調査を実施する。

4 その他

(1) 北海道アザラシワークショップの開催

市町村や漁業者などを対象としたワークショップを開催し、ゴマフアザラシ対策の最新の知見などについての情報の共有を図る。

(2) 捕獲個体の適正処理等

毛皮、肉、脂などの有用性に係る情報収集に努めるとともに、関係機関との共有を図る。

(3) 地域社会への影響（漁業被害を除く）

ゴマフアザラシが回遊してくることによる地域社会への影響（漁業被害を除く）を検証するため、観光資源や教育材料としての活用に係る新たな取組等の情報を得た場合は、必要に応じて関係機関に対する聞き取り調査等を行う。

(4) 北海道アザラシ管理検討会の開催

前年度の事業実施計画の実施結果及び評価やモニタリングの結果などを基に、北海道アザラシ管理計画の進捗等に係る評価及び検証を行うため、年2回を目途に開催する。